

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第57条第3項
処 分 の 概 要： 制限外積載の許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務 を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 道路交通法第58条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第24条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第8条（制限外許可証の様式等）
審 査 基 準： 別紙参照
標 準 処 理 期 間： 5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 申請書は、車両の出発地を管轄する警察署の交通課（高速自 動車国道にあつては高速道路交通警察隊）窓口へ提出してくだ さい。
問 い 合 わ せ 先： 別紙のとおり各警察署交通課（係） 又は高速道路交通警察隊
備考

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が積載重量を限る等の条件を付すことにより、1から3の条件すべてを満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

1 貨物に関する基準

貨物に関しては以下の(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 形態上、単一の物件であること
- (2) 分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用または価値を著しく損すると認められること

2 車両の構造に関する基準

自動車検査証の記載内容に照らして、また、実際の積載状況から判断して、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと
- (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと

3 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所、橋梁・トンネル等通行する車両の諸元等に関する制限のある場所、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

別 紙

県 内 警 察 署 所 在 地 一 覧 表

名 称	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号
金沢中警察署	交 通 第 一 課	金沢市下本多町六番丁15番地1	(076) 262 - 1171
金沢東警察署	交 通 第 一 課	金沢市元町2丁目15番1号	(076) 253 - 0110
金沢西警察署	交 通 課	金沢市金石本町イ1番地の1	(076) 267 - 1241
大聖寺警察署	交 通 課	加賀市大聖寺東町1丁目1番	(0761) 72 - 0670
小松警察署	交 通 課	小松市上小松町乙163番地の1	(0761) 22 - 5231
寺井警察署	交 通 課	能美郡寺井町字寺井リ44番地	(0761) 57 - 1137
松任警察署	交 通 課	松任市八ツ矢町617番地	(076) 275 - 1142
鶴来警察署	交 通 課	石川郡鶴来町月橋町644番地	(07619) 2 - 1161
津幡警察署	交 通 課	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地の3	(076) 288 - 3111
羽咋警察署	交 通 課	羽咋市旭町ユ20番地	(0767) 22 - 1122
七尾警察署	交 通 課	七尾市藤橋町亥部45番地の1	(0767) 53 - 4141
穴水警察署	交 通 課	鳳至郡穴水町字川島カ4番地の1	(0768) 52 - 1167
輪島警察署	交 通 課	輪島市杉平町鬼田1番地の4	(0768) 22 - 0110
能都警察署	交 通 課	鳳至郡能都町字宇出津ウ字76番地	(0768) 62 - 1334
珠洲警察署	交 通 課	珠洲市上戸町北方ろ15番地1	(0768) 82 - 0110

関 係 所 属 所 在 地 一 覧 表

所 属 名	所 在 地	電 話 番 号
高速道路交通警察隊	金沢市神野町東170番地	(076) 262 - 1161